

事務局長	係 長	受 付

承 諾 書

令和 年 月 日

社会福祉法人 光市社会福祉協議会長 様

車輛使用上の注意事項

【利用前】

- 車輛周りの損傷等がないことを確認すること。
- 緊急時の連絡先を車輛に備え付けの一覧表で確認すること。

【利用中】

- 車輛の貸出期間中に事故が発生した場合は事故報告書を本会へ提出すること。
- 交通事故等による損害賠償については、利用者の責任において解決すること。ただし、本会会長が必要と認めた場合は本会が加入している自動車保険の限度内にて保険を使用することができる。その場合は、事故発生日時点の等級に戻るまで保険料の増額分を利用者が負担すること。
- 交通事故等により車輛を破損した場合は原状回復の上返還すること。ただし、本会が加入している車輛保険を使用する場合は、当該車輛の免責金額を負担すること。

【利用後】

- 車内の清掃と窓の施錠を確実に行うこと。
- 消費分のガソリンを補充すること。※車椅子積載車輛は除く
- マイクロバスの利用者は本会指定のガソリンスタンド(高山エネルギー(株)光中央SS※光郵便局西側)で給油を行い、その際外装等の点検を受けなければならない。点検後に本会へ報告書を提出すること。
- 車輛に備え付けの運転日誌に必要事項を記入すること。
- 鍵は、原則として平日(8:15～17:30)、本会窓口のみで受け渡しを行うこと。

上記の内容について説明を受け、承諾します。

署 名 _____